

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

情報処理検定試験規則

(昭和63年5月, 平成5年5月, 13年1月, 13年5月, 14年5月, 15年5月, 25年5月, 26年2月, 27年2月, 令和4年1月改定, 令和4年4月施行)

- 第1条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、情報処理の能力を検定する。
- 第2条 検定は筆記試験・実技試験（第2級ビジネス情報部門、第3級）によって行う。
- 第3条 検定は第1級（ビジネス情報部門・プログラミング部門）、第2級（ビジネス情報部門・プログラミング部門）および第3級の3種とする。
- 第4条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第5条 検定試験は年2回実施する。
- 第6条 検定の出題範囲については別に定める。
- 第7条 検定に合格するためには各級とも各試験において、70点以上の成績を得なければならない。
- 第8条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第9条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様式

第 号

合格証書

第 級

(部門) 氏名

年 月 日生

本協会主催文部科学省後援第 回
情報処理検定試験において頭書の
級に合格したことを証します

年 月 日

公益財団法人全国商業高等学校協会
理事長 氏 名 印

- 第10条 検定試験受験志願者は所定の受験願書に受験料を添えて本協会に提出しなければならない。
- 第11条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

情報処理検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第2条 試験規則第5条による試験日は、毎年9月は第4日曜日、1月は第5日曜日とする。ただし、1月の第5日曜日が無い場合は第3日曜日とする。
- 第3条 各級とも各試験について100点を満点とし、制限時間は次のとおりとする。

| | ビジネス情報部門 | | プログラミング部門 | | 筆記試験 | 実技試験 |
|----|----------|------|-----------|----|------|------|
| | 筆記試験 | 実技試験 | 筆記試験 | | | |
| 1級 | 60分 | | 60分 | 3級 | 20分 | 20分 |
| 2級 | 30分 | 20分 | 50分 | | | |

- 第4条 プログラミング部門における言語は、マクロ言語とする。
- 第5条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
 - 第1級 各部門 1,800円
 - 第2級 各部門 1,500円
 - 第3級 1,300円
- 第6条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第7条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。